

<対策のポイント>

営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加防除・施肥・土壌診断、追加的な種子・種苗・培地の確保、飛散したガラスや稲わらなどの撤去、集出荷施設等の簡易な補修等を支援します。

また、大規模な浸水被害を受けた地域の稲作農家が実施する営農再開に向けた土づくり等の取組を特別に支援します。

<事業目標>

被災産地における速やかな営農再開の実現

<事業の内容>

1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む産地に対し、農業用ハウスの設置や補強に必要な生産資材の共同購入や農業機械等のリース導入に要する経費を支援

2. 営農再開に向けた支援

被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥・土壌診断、飛散したガラスや稲わら等の撤去等の栽培環境整備に必要な掛かり増し経費、追加的な種子・種苗・培地等の生産資材の共同購入に要する経費、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送に要する経費等を支援

また、河川堤防の決壊等により大規模な浸水被害を受けた地域において、稲作農業の継続に向けた土づくりや作業委託、機械レンタル等の取組を支援

<事業の流れ>

定額、1/2以内等



<事業イメージ>

堆積した稲わら



被災したハウス内のトマト



被災産地における速やかな営農再開

【お問い合わせ先】（1、2の事業）生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

（2の事業のうち稲わら撤去、稲作農業の継続に向けた取組）政策統括官付穀物課（03-6744-2108）